

第二十五号議案

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

江戸川区介護保険条例（平成十二年三月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第三条」を「―第三条」に改める。

第四条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「平成三十一年度及び平成三十二年度」を「令和二年度」に、「二万四千三百円」を「一万九千四百四十円」に改め、同条第三項中「平成三十一年度及び平成三十二年度」を「令和二年度」に、「二万四千三百円」を「一万九千四百四十円」に改め、同条第四項中「平成三十一年度及び平成三十二年度」を「令和二年度」に、「二万四千三百円」を「一万九千四百四十円」に、「四万六千九百八十円」を「四万五千三百六十円」に改める。

第五条第二項中「土曜日」の下に「、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）」を加え、「その翌日」を「その直後の休日等でない日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第四条の規定は、令和二年度分の保険料率から適用し、平成三十一年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

(説明)

令和元年十月に実施された消費税率の引上げに合わせて、第一号被保険者の保険料の軽減を強化するため、当該軽減対象者の保険料率を変更するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。